

1 妊 娠 期

① 母子健康手帳・健診・母親教室・相談・支援などについて

子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO

相談先がわからない妊娠期や子育て期に関することはお気軽に「ネウボラ GOTO」にご相談ください。助産師や保健師が気持ちに寄り添い、相談に応じます。「ネウボラ GOTO」では子育て支援機関や医療機関等と連携しながら、みなさんの子育てを応援します。

- 対象：妊婦中の方、0歳～就学前のお子さんとそのご家族
- 相談方法：来所（できるだけ事前にご予約ください）
電話、家庭訪問
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

★ネウボラとはフィンランド語で「相談の場」を意味し、妊娠期から子育て期までをサポートする場です。



母 親 教 室

妊婦さん・産婦さん・家族が、妊娠・出産・育児について学んだり、情報交換などを行っています。また、母親教室終後、妊婦相談も行っています。

- 対象：妊婦、6か月未満の産婦
- 場所：保健センター3階
- 実施日：健康づくりカレンダーに記載（予約制）
- 費用：無料
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

妊産一般健康診査

妊婦さんの身体測定、診察、尿検査、血液検査、超音波検査などを行います。また、20歳以上の方は妊娠初期に子宮頸がん検診を無料で受けることができます。

妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康のために定期的に受けましょう。母子健康手帳交付時に、受診票14回分を一緒にお渡ししています。

- 対象：五島市に住民票のある妊婦
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

母子健康手帳の交付

妊娠がはっきりしたら、母子健康手帳の交付を受けましょう。妊婦健康診査の記録や生まれてくるお子さんの予防接種、成長の記録をする大事な手帳です。

また、交付時に各種制度等の説明を行います。

- 対象：妊娠が確認された方
- 手続き：ネウボラ GOTO へ事前予約をしてからおいで下さい。妊娠届・アンケートなどの記入をしていただきます。（1時間ほどかかります。）
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回歯科健康診査を無料で受けることができます。

歯周病は早産のリスクを高める原因にもなります。早期発見・早期治療により安心して出産できるように歯科健診を受けましょう。母子健康手帳交付時に、受診票をお渡しします。

- 対象：五島市に住民票のある妊婦
- 手続き：五島市内の歯科医院へご予約ください。
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

妊娠後期面接

出産、子育ての準備等についてお話をさせていただきます。育児パッケージも選んでいただきますので、妊娠28週～32週頃になったらネウボラ GOTO へご予約ください。

- 対象：妊婦（妊娠28週～32週頃）
- 必要なもの：母子健康手帳
- 問い合わせ先：子育て世代包括支援センターネウボラ GOTO
☎74 - 0678

長崎県パーキングパーミット制度

身体障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（パーキングパーミット）を提示することで利用できる制度です。

- 対象：妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）または身障者手帳、療育手帳所持者、高齢者、難病、けが人、車イス、杖の方等
- 手続き：母子健康手帳、身障者手帳、療育手帳、受給者証、診断書等を持参し、利用証の交付申請をしてください。
- 問い合わせ先：
社会福祉課 障がい福祉班
☎72 - 6117



離島地域安心出産支援事

産科医療機関のない離島にお住まいの妊婦さんの、出産に要した費用の経済的負担軽減を図ります。

- 対象：赤島、黄島、花島、久賀島、葦小島、黒島、嵯峨島、奈留島または前島に居住し、五島市に住民票がある方、または五島市の外国人登録原票に登録されている方
- 補助対象経費
 - ①出産に備え産科医療機関のある地域に宿泊した費用
 - ②出産のため産科医療機関のある地域へ移動した際に要した交通費
 - ③定期受診の際に要した交通費（公費負担14回分）
 - ④担当医師の指示による緊急移送の際の交通費（健康保険等の保険給付対象分を除く）
- 手続きに必要なもの
 - ・印鑑・母子健康手帳・宿泊費、交通費、移送費の領収書（移送費の場合は担当医師の証明書も必要です。）
- 問い合わせ先：こども未来課 こども健康班 ☎74 - 5831

② 不妊治療費の助成について

不妊治療費の助成事業

令和4年4月以降の生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）及び一般不妊治療（人工授精・タイミング法）に係る経費の一部を助成します。

【生殖補助医療助成事業】

- 対象：法律上の婚姻(事実婚も含む)をしているご夫婦で、令和4年4月以降に保険診療を受けることができる指定医療機関において生殖補助医療を受けたもの。
(生殖補助医療…体外受精、顕微授精、男性不妊の手術)

- 条件：治療終了時に夫婦（事実婚関係にある者も含む）ともに五島市に住民票があること。夫婦ともに市税の滞納がないこと。

●助成の主な内容

- ・生殖補助治療期間中の治療費、(高額療養費を差し引いた額)、交通費、宿泊費の合計額
- ・25万円を上限とし1子につき6回まで申請可能

【一般不妊治療助成】

- 対象：法律上の婚姻(事実婚も含む)をしているご夫婦で、令和4年4月以降に保険診療を受けることができる指定医療機関において一般不妊治療を受けた方
(一般不妊治療…人工授精・タイミング法)

- 条件：治療終了時に夫婦（事実婚関係にある者も含む）ともに五島市に住民票があること。夫婦ともに市税の滞納がないこと。

●助成の主な内容

- ・一般不妊治療期間中の交通費、宿泊費の合計額
- ・1子につき6回まで申請可能

- 問い合わせ先：こども未来課 ☎74-5831

【長崎県の不妊治療の助成】 令和5年4月1日以降に治療を開始した方が対象

- 助成内容：保険診療と併せて実施した「先進医療にかかる費用」を助成(保険診療分は対象外)

1回の治療周期で要した先進医療に係る費用の7割を、5万円を上限として助成
県の不妊治療助成については、長崎県のHPでご確認ください。